

## 1 計画の概要

- 計画の位置付け  
老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」とを一体化したもので、市の上位計画である「第8次豊田市総合計画」や関連計画、国・愛知県との整合性を図って策定する。
- 計画の対象  
市民及び介護保険の被保険者であり、主に65歳以上の高齢者を対象とする。
- 計画の期間  
介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項により3年を1期とすると定められているため、本計画は**2024年度から2026年度までの3か年を計画期間**とする。
- 計画の策定方法  
＜高齢者専門分科会＞  
本市の実情に応じたものとして求められるため、学識経験者、医療関係者、保健福祉事業関係者、関係団体、公募市民など幅広い関係者で構成される「豊田市社会福祉審議会 高齢者専門分科会」で審議を行い策定する。  
＜市民ニーズ等の把握＞  
・高齢者、介護保険の認定者等、介護サービス事業所、ケアマネジャーを対象に「豊田市高齢者等実態調査」を実施（2022年9月～10月）  
・市民や関係団体等から様々な機会を捉え、幅広く意見聴取。（2022年1月～）  
・高齢者の見守り、社会参加に関して地域会議に諮問（2022年8月～2023年3月）

## 2 第8期（現行）計画の基本的な考え方

### (1) めざす姿

**おもいやりのまち**  
～ 安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまちづくり～

自分や家族が暮らしたい地域を思い、地域の中で困っている人や地域の課題を他人事ではなく自分事として考え、世代や分野を超えて人と人や資源が丸ごとつながることで、多様な価値観を認め合い、誰一人取り残さない、**おもいやりのまち（相手の気持ちに寄り添い合うまち）**をつくることを目指します。

また、地域の特性を生かしながら、住民や様々な人々がつながり、生きがいや役割を持って、住み慣れた地域で支え合いながら、介護が必要な状態になっても、安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくりを推進していきます。

### (2) めざす姿の設定の背景：市民ニーズ等の把握

- ・高齢者の幸せ感
- ・認知症の人が安心して暮らしていくために取り組むべきこと
- ・今後の介護保険料
- ・介護保険サービス事業所の課題

### (3) めざす姿設定の背景：上位計画

- ・豊田市総合計画（第8次）計画期間：2017～2024年度
- ・豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2次）計画期間：2020～2025年度

### (4) めざす姿設定の背景：社会情勢等

- ・地域共生社会 ⇒自分ごとで考える(我が事)・垣根を越えてつながる(丸ごと)
- ・新型コロナウイルス ⇒感染拡大の防止と介護予防・見守り活動等の両立
- ・SDGs ⇒誰一人取り残さない

## 3 第9期（次期）計画の背景

- 高齢者等実態調査結果 ※【議題1】高齢者等実態調査の報告（報告事項）のとおり
  - 会・グループ活動（社会参加）と高齢者の幸せ感  
会・グループ活動の参加頻度が高い人ほど幸せ感が高く、高齢者の幸せ感の向上を図るため、会・グループ活動への参加を含めた、社会参加の促進を継続する必要がある。
  - 孤独・孤立対策にあると良いと思う支援  
身近な場所に居場所や交流の場や人と人がつながる機会等が求められており、社会参加の促進が、孤独・孤立対策の支援策につながる事が明らかになった。また、身近な場所に相談先がある、相談窓口を設けることへのニーズも高くなっている。
  - 介護人材に関すること  
介護サービス事業所の課題として、「職員の確保」が最も高く、事業所の半数近くが、「求人を出しても、応募がない、または足りない」と回答するなど、介護人材の問題に継続して取り組んでいく必要がある。
  - 認知症に関すること  
認知症は、介護が必要になった主な原因の最たるものであるほか、施設等へ入所する原因として「認知症等による問題行動が多くなったとき」と回答する高齢者等が多く、認知症の問題は継続して取り組んでいく必要がある。
- 上位計画

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
豊田市総合計画	(第8次前期)				(第8次後期)					
地域福祉計画・地域福祉活動計画	(第1次)				(第2次)					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		(第7期)			(第8期)			(第9期)		

### (3) 社会情勢等

**地域共生社会の実現、SDGsの達成**は第9期計画期間においても推進され、ますます重要になっていくものと見込まれる。**新型コロナウイルス感染症**は2類から5類への変更が予定されているが、外出抑制や人付き合いの希薄化による、社会参加頻度の低下などの影響は残るものと見込まれる。

## 4 第9期（次期）計画の基本的な考え方

【めざす姿】

**おもいやりのまち**  
～ 安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまちづくり～

【基本目標】

- I 自分らしく暮らせる支え合いのまちづくり（総合指標）
- II 安心して生きられる支え合いのまちづくり（総合指標）

【重点施策】

【認知症施策】

- I 社会参加（成果指標）  
+核となる事業・取組
- II 体制整備（成果指標）  
+核となる事業・取組
- III 認知症（成果指標）  
+核となる事業・取組

【基本目標の達成に向けた取組】

個別事業・取組

個別事業・取組

第8期（現行）計画の基本目標ⅢをⅠとⅡに統合する。重点施策はいずれの基本目標にも係るものとして位置付け、基本目標の達成に向けた取組として個別事業や取組を位置付ける。また、認知症施策は独立して抜き出せる形で整理したい。